

市県民税申告・所得税確定申告受付は 2月16日(金)～3月15日(木)

	月日	会場	時間
所得税・贈与税・消費税等	2月16日(金) 3月15日(木) ※土・日は除く ※還付申告は2月1日(木)から受付しています	大野税務署 (大野市城町7-28)	午前 9:00～ 11:00
			午後 1:00～ 3:30
農業所得があるかた	2月20日(火) 2月23日(金) (4日間)	JAテラル越前 勝山ふれあいセンター 研修会館 (2階研修室) (滝波町5丁目)	

所得税(国税)確定申告の日程および会場

	月日	曜日	会場	時間
常設相談	2月16日(金) 3月15日(木) ※土・日は除く		教育会館 3階 第1研修室 (エレベーター有)	午前 9:00～ 11:00
				午後 1:00～ 3:30
地区巡回相談	2月26日	月	平泉寺公民館	午前 9:00～ 11:00 午後 1:00～ 3:30
	2月27日	火	村岡公民館	
	2月28日	水	北谷公民館	
	3月1日	木	野向公民館	
	3月2日	金	荒土公民館	
	3月5日	月	北郷公民館	
	3月6日	火	鹿谷公民館	
	3月7日	水	猪野瀬公民館	
	3月8日	木	遅羽公民館	

市県民税・確定申告相談の日程および会場

問 所得税に関するお問い合わせ
大野税務署(☎66-2134)
市県民税に関するお問い合わせ
税務課 市民税グループ(☎内線243・244)

市県民税の計算はどうなるの? 税源移譲 その4

年金受給者の場合 (参照:市広報H19.1月号)
(単位:円)

世帯主	72歳	年金収入	2,880,000
妻	69歳	年金収入	1,300,000
		社会保険料	190,000

- ①年金所得 (65歳以上 年金収入330万円以下の場合)
 $2,880,000 - 1,200,000 = 1,680,000$ …A
(公的年金等控除)
- ②所得控除

社会保険料控除	190,000
配偶者控除	330,000
基礎控除	330,000
所得控除の合計	850,000 …B
- ③課税所得 (A - B)
 $1,680,000 - 850,000 = 830,000$ …C
(千円未満切捨)
- ④所得割額 (C × 税率)

$830,000 \times 6\%$ (市民税)	= 49,800 (百円未満切捨)
$830,000 \times 4\%$ (県民税)	= 33,200 (百円未満切捨)
所得割額合計	83,000 …D
- ⑤人的調整控除額 5,000 …E
(市県民税と所得税での人的控除額を調整するもので、課税所得金額によって計算方法が異なります)
- ⑥市県民税額 (D - E + 均等割額4,000)
 $83,000 - 5,000 + 4,000 = \mathbf{82,000}$

問 税務課(☎内線243・244)

給与所得者の場合 (参照:市広報H18.12月号)
(単位:円)

世帯主	40歳	給与収入	4,260,000
妻	38歳	所得なし	
子	13歳	所得なし	
子	9歳	所得なし	
		社会保険料	450,000

- ①給与所得 (給与収入360万円～660万円未満の場合)
 $4,260,000 \div 4 \times 3.2 - 540,000 = 2,868,000$ …A
(千円未満切捨て)
- ②所得控除

社会保険料控除	450,000
配偶者控除	330,000
一般扶養控除	330,000
一般扶養控除	330,000
基礎控除	330,000
所得控除の合計	1,770,000 …B
- ③課税所得 (A - B)
 $2,868,000 - 1,770,000 = 1,098,000$ …C
(千円未満切捨)
- ④所得割額 (C × 税率)

$1,098,000 \times 6\%$ (市民税)	= 65,800 (百円未満切捨)
$1,098,000 \times 4\%$ (県民税)	= 43,900 (百円未満切捨)
所得割額合計	109,700 …D
- ⑤人的調整控除額 10,000 …E
(市県民税と所得税での人的控除額を調整するもので、課税所得金額によって計算方法が異なります)
- ⑥市県民税額 (D - E + 均等割額4,000)
 $109,700 - 10,000 + 4,000 = \mathbf{103,700}$

市県民税の申告が必要なかた

原則として平成19年1月1日現在勝山市に住居登録をしてあるかたは市県民税の申告が必要です。

ただし次に該当するかたは、申告する必要はありません。

- ①所得税の確定申告を提出されたかたまたはされるかた (注1)
 - ②給与所得のみのかたで支払者から当市に給与支払報告書が提出されているかた
- 注1: 所得税(国税)の確定申告で控除を受けていないが市県民税において新たに控除(社会保険料、生命保険料控除)を受けたいものがあるかたは市県民税の申告が必要です。

ご注意ください!

平成18年中に収入が全くなかったかたも必ず申告してください。

平成18年中に収入がなかったかたは必ず収入がなかった旨の申告をしてください。この申告は市県民税申告用紙に記載欄がありますので住所・氏名等の必要事項を記入の上、提出してください。

申告がないと未申告となり国民健康保険税の軽減措置が受けられないなど不利益をこうむることがあります。

農業所得のあるかたは、収支計算による申告が必要です。

市県民税申告用紙は、最寄の公民館または市役所税務課窓口にありますのでご利用ください。(全戸配布はしませんので注意してください)

所得税(国税)の確定申告が必要なかた

次のいずれかに該当するかたは、所得税(国税)の確定申告が必要です。

- ①事業をしている
- ②地代や家賃収入がある
- ③土地や建物を買った
- ④給与と所得で給与収入が2,000万円を超える
- ⑤2カ所以上から給与を受けている
- ⑥給与以外の所得(農業・年金・生命保険の満期受取金等)があり、その合計が年間20万円を超える
- ⑦年金受給者で所得税が源泉徴収されている
- ⑧年金以外の所得と合計した所得金額が扶養控除や基礎控除などの所得控除額を超える
- ⑨中途退職等の理由により年末調整ができなかった
- ⑩雑損控除、医療費控除、住宅取得控除などを受けたい

- このうち、①から⑤までに該当するかた、⑩のうち雑損控除および家を新築、増改築されて新規に住宅取得控除を受けるかたは大野税務署で申告してください
- 年金受給者や給与所得者で所得税の還付を受けるための申告は2月1日(木)から大野税務署で受け付けています
- 確定申告書は郵送または税務署の時間外収受箱に投函することにより提出することができます

平成19年度(平成18年分)市県民税申告、平成18年分の所得税確定申告の受け付けの時期が近づいてきました。例年、申告会場はご迷惑をかけるかもしれませんが早いうちから準備をしていただき、適正な申告にご協力いただきますようお願いいたします。期限までに申告がない場合、所得証明書や納税証明書は発行できません。



申告に必要なもの (所得税、市県民税共通)

1. 印鑑
 2. 給与・年金の源泉徴収票(本人および配偶者分) 原本(コピー不可) 申告書に添付
 3. 事業所得(営業、農業、不動産等)のあるかたは収支内訳書 申告書に添付
 4. 生命保険や損害保険料の課税控除証明書 申告書に添付
 5. 医療費控除のあるかたは医療費の領収書(年間支払額を合計しておいでください) 申告書に添付
 6. 国民年金保険料の控除証明書 申告書に添付
 7. 介護保険料の領収書 支払金額を確認しお返しします
 8. 障害者手帳等各種必要な証明書 内容確認後お返しします
- 「障害者控除対象者認定書」介護保険の要支援2および要介護の判定を受けているかたは、市の健康長寿課に申請すると交付される場合があります。事前に準備しておいてください。
- 問 健康長寿課(☎内線1-30)
- 所得税が還付になるかたは本人名義の口座(金融機関名と口座番号)が分かるものがあると便利です
 - その他ここに記載のない所得の計算や控除を受けるために必要となるものもありますので詳しくは税務課へお問い合わせください